



平成 29 年下呂市告示第 32 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく下呂市景観計画の一部を変更したので、同法第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 16 日

下呂市長 服 部 秀 洋



1 景観計画の名称

下呂市景観計画

2 景観計画の変更の概要

(1) 景観重要公共施設の整備に関する事項の追加

3 効力の発生する日

平成 29 年 4 月 1 日

4 縦覧場所

下呂市役所 建設部 建築課